

第2期豊橋市障害児福祉実施計画

(2021-2023)



小林 咲貴 作

令和3年3月

福祉部 障害福祉課

目次

I	計画の策定について	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の趣旨	1
3	計画の期間	1
II	成果目標（令和5年度における目標値）	2
1	障害児支援の提供体制の整備等	2
III	障害児通所支援等の見込量と確保策	5
1	障害児通所支援	5
2	障害児相談支援	7
IV	指定障害福祉サービス等の見込量と確保策	9
1	訪問系サービス	9
2	日中活動系サービス	11
V	地域生活支援事業の見込量と今後の取組み	12
1	移動支援事業及び自立生活支援事業	12
VI	子ども・子育て支援にかかる保育所・認定こども園・放課 後児童クラブの見込量と確保策	14
VII	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	15
VIII	本市の障害児等療育支援事業	16

I 計画の策定について

1 計画策定の背景

障害者児福祉施策は、障害者児が安心して暮らすことができる地域社会・共生社会の実現を目指し、措置制度から契約制度へと転換するとともに、その拡充が図られてきました。障害児に対する施策は、児童福祉法をはじめ、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする「子ども・子育て支援法」等を踏まえ、子育て支援施策や障害福祉施策等様々な施策と連携しながら生活するために必要な支援体制づくりが進められています。

2 計画の趣旨

「第2期豊橋市障害児福祉実施計画」（以下「実施計画」という。）は、児童福祉法第33条の20に基づき定めたものです。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者計画として、平成29年度に策定した「豊橋市障害者福祉基本計画」（以下「基本計画」という。）と整合性が保たれた内容としています。基本計画は障害者施策の基本的な事項や理念を定めるものであり、実施計画は、基本計画の生活支援に関する事項の中で、障害福祉サービスに関する3年後の目標値や3年間のサービス見込量等を定めるものです。

実施計画の策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき目標を設定するとともに、愛知県の「第2期愛知県障害児計画」とも整合を図っています。

本市では、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害者児が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、地域で自立し、社会参加をしながら生活するために必要な障害児通所支援、障害福祉サービス、相談支援等の提供体制を整備することを目的として、計画的に施策を講じていきます。

3 計画の期間

これまで本市では、障害児を含めた障害福祉計画の第1期計画として「豊橋市障害福祉計画（平成18～20年度）」を、第2期、第3期、第4期計画として「豊橋市障害者自立支援事業計画（平成21～23年度）」、「（平成24～26年度）」、「（平成27～29年度）」を策定してきました。平成29年度からは障害児を分化し、第1期計画として「第1期豊橋市障害児福祉実施計画」を策定し、障害児支援の提供体制を計画的に整備してきました。第2期計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

II 成果目標（令和5年度における目標値）

障害児の健やかな成長のための観点から、基本指針に基づき平成30年3月に策定した「第1期障害児福祉実施計画」の実績及び本市の実情を勘案した成果目標を定めます。

1 障害児支援の提供体制の整備等

（1）第1期計画の取組み状況及び課題の分析

- 第1期計画の取組みとして、児童発達支援センターが市内に3か所設置となりました。児童発達支援センターは、障害のある子どもやその保護者等に対する地域の中核的な支援機関として、地域への具体的な取り組みが求められています。
- 主として重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保では、児童発達支援事業所が3か所、放課後等デイサービス事業所は4か所設置となりました。重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する事業所の増加によりサービスの利用が前進しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関における協議の場の設置については、豊橋市障害者自立支援協議会「医療的ケアに関する検討会」において、医療的ケア児の状況調査、地域やライフステージ別の課題等を話し合い、支援体制の構築に向けた話し合いを実施しました。
- 医療的ケアを必要とする子どもが増加しており、サービス提供が十分に行えない状況です。事業所の人材不足、人員配置を理由としてサービス提供が進んでいません。

（2）第2期計画の目標値の設定

基本指針における児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の充実等、成果目標は達成していますが、障害児支援の更なる充実のため、本市独自の成果目標を設定します。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置び保育所等訪問支援の充実

○児童発達支援センター

児童福祉法等に基づき、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対する発達支援や相談を行うほか、障害のある子ども等に対する地域における中核的な支援機関として地域支援を行う施設です。保護者が障害児に対するかかわり方の相談ができ、ペアレントトレーニングや対応方法を学ぶ場を検討します。

項 目	令和元年度末 (実績)	令和2年度末 (見込)	令和5年度末 (目標値)	目標設定に ついて
児童発達支援センターの設置数の増加	2か所	3か所	4か所	基本指針は1か所以上確保。 本市は既に設置済みだが、 設置数の増加を目指す。
保育所等訪問支援実施事業所の増加	1か所	6か所	8か所	基本指針は利用できる体制 の構築。 本市は既に体制は構築済み だが、実施事業所の増加を 目指す。

②主に重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	令和元年度末 (実績)	令和2年度末 (見込)	令和5年度末 (目標値)	目標設定について
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の増加	2か所	3か所	4か所	基本指針は1か所以上確保。 本市は既に設置済みだが、設置 数の増加を目指す。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の増加	1か所	3か所	4か所	基本指針は1か所以上確保。 本市は既に設置済みだが、設置 数の増加を目指す。

項 目	令和元年度末 (実績)	令和2年度末 (見込)
医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所 (上記重症心身障害児を支援する事業所を除く)	1か所	1か所
医療的ケア児を支援する放課後等デイサービス事業所 (上記重症心身障害児を支援する事業所を除く)	2か所	2か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

豊橋市障害者自立支援協議会「医療的ケアに関する検討会」において、医療的ケア児に対する支援について協議し、地域で安心した生活が送れるよう医療的ケア児のコーディネーターの機能を活かすことで支援体制の構築を行い、医療的ケア児に対する課題について地域の資源の開発等を検討し支援の充実を図ります。

④医療的ケア児が登園、登校する保育所、学校等への訪問看護師の派遣（障害児看護支援事業の利用）【新規】

医療的ケアを必要とする子どもが保育所、学校等に通っているときに、看護師が保育所、学校等を訪問して医療的ケアを実施し保護者の負担の軽減を図ります。

項 目	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
障害児看護支援事業の利用者/希望者の割合 (利用者見込み値)	100% (7人)	100% (8人)	100% (9人)	100% (10人)

⑤発達障害児（者）を支える支援の推進【新規】

障害や発達に不安のある子どもの保護者へ障害特性の理解、ほめ方や叱り方等を学ぶ場を提供し、子育て支援の充実を図ります。

種 別	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
ペアレントメンター人数	0人	3人	5人
ペアレント・プログラムの受講者数	0人	10人	15人

Ⅲ 障害児通所支援等の見込量と確保策

令和3年度から令和5年度までの障害児通所支援の見込量とサービス確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※平成30、令和元年度については3月の利用分、令和2年度は3月の見込みです。

1 障害児通所支援

(1) サービス内容

サービスの種類
① 児童発達支援 未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
② 医療型児童発達支援 児童発達支援及び治療を行います。
③ 放課後等デイサービス 就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
④ 保育所等訪問支援 専門スタッフが保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応に向けた専門的な支援等を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援 未就学の障害児に対し、指導員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) サービス見込量

項 目			第 1 期			第 2 期		
			H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
児童発達 支援	人数	実績・見込	190	188	240	245	251	256
		計画	189	198	208			
	日数	実績・見込	2,537	2,567	2,614	2,653	2,693	2,734
		計画	2,835	2,977	3,126			
	事業 所数	実績・見込	19	20	21	22	23	25
		計画	18	18	18			
定員	実績・見込	183	176	214	222	238	246	
	計画							
医療型 児童発達 支援	人数	実績・見込	1	0	0	2	2	2
		計画	1	1	2			
	日数	実績・見込	3	0	0	14	14	14
		計画	14	14	14			
	事業 所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
放課後等 デイサー ビス	人数	実績・見込	581	592	637	657	677	697
		計画	744	893	1,071			
	日数	実績・見込	7,681	8,114	8,474	8,849	9,241	9,651
		計画	8,928	10,714	12,856			
	事業 所数	実績・見込	43	45	48	51	54	57
		計画	42	44	46			
定員	実績・見込	397	410	430	448	466	485	
	計画							
保育所等 訪問支援	人数	実績・見込	2	2	3	6	10	14
		計画	2	2	2			
	日数	実績・見込	2	2	3	6	10	14
		計画	2	2	2			
	事業 所数	実績・見込	3	5	8	8	9	10
		計画	2	2	3			
居宅訪問 型児童発 達支援	人数	実績・見込	0	1	3	3	3	3
		計画	0	0	1			
	日数	実績・見込	0	31	52	72	72	72
		計画	0	0	1			
	事業 所数	実績・見込	0	1	1	1	1	1
		計画	0	0	1			

<見込量について>

- 児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれも、療育の場である事業所の増加に伴い、利用人数、利用日数は増加傾向にあると見込まれます。

(3) サービス確保に向けて

<児童発達支援>

- 利用人数、利用日数とも増加傾向にあるため、事業所数の増加に向けた支援体制の整備を行います。
- 研修等を通じ、障害児の生活能力の向上のための、保護者への助言、預かりを中心としない療育等の支援者のスキルアップを行います。

<医療型児童発達支援>

- 治療にかかる医療費の助成について、引き続き体制を維持します。

<放課後等デイサービス>

- 利用人数の急増に伴い、事業所も増加しているため、事業所や職員の質の格差が生じないように、研修等を通して継続的な支援を行います。
- 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を通じ、預かりを中心としない療育の質の向上が課題であるため、研修等を通じて引き続きスキルアップを行います。

<保育所等訪問支援>

- 事業所の専門スタッフが教育、保育所等と連携し、児童の集団生活に適應するための指導ができる体制を整備し継続的な支援を推進します。

<居宅訪問型児童発達支援>

- 通所の療育のみでなく在宅でも療育が受けられる体制を引き続き実施していきます。

2 障害児相談支援

(1) サービス内容

サービスの種類
① 障害児相談支援、計画相談支援 障害児の保護者の相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。また、障害福祉サービスを利用する上で必要となる障害児支援利用計画を、障害児の置かれている環境、意向を勘案して作成します。

(2) サービス見込量

項 目			第 1 期			第 2 期		
			H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
障害児相 談支援	人数	実績・見込	187	261	297	339	386	440
		計画	236	279	306			
	日数	実績・見込	22	26	27	27	28	28
		計画	25	28	28			
計画相談 支援	人数	実績・見込	8	9	7	5	3	3
		計画	17	17	17			
	日数	実績・見込	21	27	29	32	34	37
		計画	26	27	27			

※計画相談支援のサービス見込量は3月中にサービス等利用計画の作成又はモニタリングを行った人数であり、利用者数の総数とは異なります。(R2.3時点での障害児相談支援利用者数の総数は828件、セルフプランは56件)

<見込量について>

○サービス利用者の増加に伴い、事業所数も毎年度増加しています。障害児相談支援及び計画相談支援は、サービスを利用する上で必要な支援であるため、今後もこの傾向は継続すると見込まれます。

(3) サービスの確保に向けて

- 利用者の増加に対応できるよう、相談支援専門員を増加させる施策について検討し実施します。
- 相談支援専門員の育成を図るための研修等の相談支援体制の充実を図ります。
- 情報提供等を行い事業所の新規参入を促します。
- 相談支援専門員の業務量の平準化を図るとともに、障害者へのモニタリング頻度を精査することで、サービスの質の更なる向上及びサービス提供体制を確保します。
- サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスを確保します。
- 計画作成や情報提供を行う際に、時間的な配慮を求め相談支援専門員と協力し、児童へのサービス提供を行います。

IV 指定障害福祉サービス等の見込量と確保策

令和3年度から令和5年度までの指定障害福祉サービス等の見込量とサービス確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

※平成30、令和元年度については3月の利用分、令和2年度は3月の見込みです。

1 訪問系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類	
① 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で食事・入浴・排せつの介護、調理、洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言等の援助を行います。
② 行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難のある人が、行動する時に危険を避けるために必要な援護や、移動中の介護を行います。
③ 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供や援護等の外出支援を行います。

(2) サービス見込量

項 目			第1期			第2期		
			H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
居宅介護	人数	実績・見込	52	38	27	19	13	9
		計画	82	86	90			
	日数	実績・見込	572	767	621	504	409	331
		計画	1,224	1,285	1,349			
	事業所数	実績・見込	37	38	39	39	40	40
		計画	37	37	37			
行動援護	人数	実績・見込	3	3	3	3	3	3
		計画	6	6	6			
	日数	実績・見込	25	86	115	139	163	187
		計画	48	48	48			
	事業所数	実績・見込	7	7	8	8	9	10
		計画	6	6	6			
同行援護	人数	実績・見込	0	0	0	1	1	1
		計画	1	2	2			
	日数	実績・見込	0	0	0	1	1	1
		計画	4	8	8			
	事業所数	実績・見込	20	21	20	19	18	18
		計画	23	23	23			

<見込量について>

○障害児の日中活動を支援する基本的なサービスとして障害児通所支援の利用が増加することにより、在宅支援の利用人数・利用時間は減少すると見込まれます。

(3) サービス確保に向けて

○障害児に対する理解促進のため、サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスの確保を行います。

○医療的ケア児への適切な対応が図られるよう、サービス提供事業者の体制整備に努めます。

○利用者ニーズに即した支援が提供できるよう、事業所の新規参入を促すほか、新たなヘルパー配置の働きかけを行う等、体制整備に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類	
① 短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護できない場合に、短期間、一時的に施設で食事・入浴・排せつの介護等を行います。

(2) サービス見込量

項 目			第1期			第2期		
			H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
短期入所 (福祉型)	人数	実績・見込	12	9	6	6	6	6
		計画	22	24	27			
	日数	実績・見込	43	44	35	35	35	35
		計画	77	85	93			
	事業所数	実績・見込	6	7	8	10	12	14
		計画	5	5	5			
短期入所 (医療型)	人数	実績・見込	3	4	2	2	2	2
		計画	17	18	20			
	日数	実績・見込	21	26	17	17	17	17
		計画	102	108	120			
	事業所数	実績・見込	0	0	0	1	1	1
		計画	0	0	0			

<見込量について>

○平成29年度に医療型短期入所施設が豊川市に設置されましたが、重症心身障害児の利用ニーズに即した事業所数及び定員数は、人員体制の確保等の課題から増加が見込めない状況にあります。

(3) サービス確保に向けて

○空床日の有効活用や多くの障害児が利用できるよう、体制整備に向けて事業所への働きかけに努めます。

○医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の新規参入に向け、関係機関と連携した受入拡大の方策を検討します。

V 地域生活支援事業の見込量と今後の取組み

令和3年度から5年度までの地域生活支援事業等の見込量と今後の取組みを以下のとおり定めます。

※平成30、令和元年度については3月の利用分、令和2年度は3月の見込みです。

1 移動支援事業及び自立生活支援事業

(1) 事業内容

事業の種類	
①	移動支援事業 障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の支援を行います。
②	日中一時支援事業 障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害者の日中における活動の場を提供します。
③	訪問入浴事業 入浴が困難な重度身体障害者に対し在宅における入浴介護を行い、入浴の機会を提供します。

(2) 移動支援事業及び自立生活支援事業の見込量

項 目			第1期			第2期		
			H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
移動支援事業	人数	実績・見込	28	16	22	20	18	16
		計画	35	35	35			
	日数	実績・見込	199	123	79	108	88	71
		計画	300	300	300			
	事業所数	実績・見込	50	52	53	54	55	56
		計画	50	50	50			
日中一時支援事業	人数	実績・見込	59	40	36	32	29	26
		計画	53	56	58			
	日数	実績・見込	91	93	73	57	45	35
		計画	159	167	175			
	事業所数	実績・見込	17	17	17	17	17	17
		計画	17	17	17			
訪問入浴事業	人数	実績・見込	7	7	6	5	5	4
		計画	9	9	9			
	日数	実績・見込	42	48	42	37	32	28
		計画	63	63	63			
	事業所数	実績・見込	3	3	3	3	3	3
		計画	3	3	3			

<見込量について>

- 日中一時支援事業においては、障害児通所支援の利用日数の増加によりやや減少傾向にありますが、休日等のニーズが多くなっています。
- 利用ニーズに即した事業所数及び定員数は、人員体制の確保等の課題から増加が見込めない状況にあります。

(3) 今後の取組み

- 多くの障害児が利用できるよう、体制整備に向け事業所への働きかけに努めます。

VI 子ども・子育て支援にかかる保育所・認定こども園・放課後児童クラブの見込量と確保策

障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、基本指針において、保育所や認定こども園、放課後児童クラブにおける障害児の利用ニーズを充足する定量的な目標を設定することが示されています。本市の見込量と確保に向けた取組みを以下のとおり定めます。

種 別	第1期			第2期		
	H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
保育所・認定こども園	23人	39人	30人	350人	350人	350人
放課後児童クラブ	47人	54人	53人	57人	58人	57人

※保育所・認定こども園の障害児の利用人数は、第1期計画では障害者手帳の所持者数で算出しておりましたが、第2期計画より心身に障害を有するなどの特別な支援を必要とする児童（加配対象児）の人数として改めたため、利用見込み人数が増加しています。

<確保に向けて>

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブの担当課と連携を図り、障害児の受入れ体制を整備するとともに、目標の達成状況等の分析及び評価を実施して課題を整理し、目標に向けた取組みにつなげていきます。
- 「豊橋市子ども・子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画）」の見直しにあたっては、本計画の目標等を踏まえ、整合が図られた計画とするよう、担当課と連携していきます。

Ⅶ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な障害児が地域で安心した生活を送るために、基本指針に基づき、医療的ケア児の総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

※医療的ケア児に対するコーディネーターとは

医療的ケア児が必要とする多分野（保健、医療、障害福祉、保育及び教育等）にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の掘り起こし等を行いながら、医療的ケア児への支援を推進する役割を担う者。

種 別	第 1 期			第 2 期		
	H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)
医療的ケア児に対する コーディネーターの配 置数	5人	10人	10人	11人	12人	13人

<確保に向けて>

○多分野にまたがる支援を調整するための相談支援専門員、訪問看護師、保健師、行政職員等が連携して支援体制の構築ができるように、地域の専門スタッフを配置して医療的ケア児への支援体制の整備に努めます。

VIII 本市の障害児等療育支援事業

在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、本市では、豊橋市を担当圏域とする「豊橋市こども発達センター」、東三河を担当圏域とする「豊橋あゆみ学園」、「岩崎学園」の3か所で支援を行っており、支援状況については以下のとおりです。

（1）事業内容

事業の種類	
①	在宅支援訪問療育等指導事業 地域巡回や家庭訪問を実施し、在宅障害児（者）や保護者の相談、指導を行います。
②	在宅支援外来療育等指導事業 外来により、在宅障害児（者）や保護者の相談、指導を行います。
③	施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び市町村が実施するこれに類する施設並びに特別支援保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導や助言を行います。
④	地域生活支援事業 家庭訪問や電話・来所相談を実施し、在宅障害児（者）や保護者への相談、指導を行います。

（2）サービス見込量

(件)

項目	第1期			第2期			
	H30	R1	R2(見)	R3(見)	R4(見)	R5(見)	
在宅支援訪問療育等指導事業	1,053	929	506	930	970	970	
在宅支援外来療育等指導事業	622	602	488	610	610	610	
施設支援一般指導事業	2073	1984	1151	2060	2160	2160	
地域生活支援事業	電話	1,520	1339	1010	1370	1370	1370
	訪問	39	58	24	25	25	25
	来所 (回)	824	551	473	580	600	600

（3）今後の事業について

○幼児期における支援体制を整えるため、引き続き保育所や幼稚園等への訪問事業や研修会等の充実を図ります。また、地域における障害児（者）への理解促進のため、特別支援学校や小中学校等教育現場への支援体制を充実させます。



第2期豊橋市障害児福祉実施計画

発行 令和3年3月

企画・編集 豊橋市

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/>

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地

TEL (0532) 51-2347